

住所不明組合員の脱退処理の公告

定款第 10 条第 2 項および「住所不明組合員の脱退手続きに関する規約」にもとづき、2017 年以降住所の所在が確認できず、2020 年 1 月 20 日までに住所変更の申し出がない組合員を、2020 年 3 月 20 日をもって自由脱退処理をおこなう予定であることを公告いたします。

なお、該当の組合員より住所変更の申し出がされ、住所の確認がされた場合は脱退処理の対象から除外します。

2020 年 1 月 20 日

生活協同組合 コープみえ

理事長 西川 幸城